

[事案 2023-284] 損害賠償請求

・令和6年6月21日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年10月に契約した変額保険について、以下等の理由により、既払込保険料のうち、保障部分相当額については返還は求めないが、積立金部分相当額と受領済みの解約払戻金の差額相当額を損害賠償してほしい。

- (1)募集人から、「解約時にかかる手数料が2種類あるので目を通してほしい」としか説明されず、危険保険金と解約控除額の具体的な金額が不明なままで、申込手続を行った。
- (2)積立部分を引き出す際にも手数料が控除されることを解約時になって初めて知った。この説明を申込時に受けていたら加入していなかった。
- (3)募集人を信頼し、その成績に貢献したいという思いで申込手続を行ったが、募集人は申込手続後に退職した。自分は、配偶者も子供もないので、本契約に加入するメリットがあまりなく解約した。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人から保障と老後の資産形成の相談を受け、募集面談を3回行い、詳細にヒアリングを行った。その上で、申立人は本契約の申込手続を行った。
- (2)募集人は申立人に対し、申込手続時に契約締結前交付書面および設計書を交付して、解約控除についても説明した。
- (3)募集人は申立人に対し、申込手続前に、危険保険料については保険設計の仕組上提示できないこと、積立金および危険保険金に対する解約控除率があること、保険は長期で持つ必要があり、解約・払済・減額については、10年間は解約控除が適用になることを説明した。
- (4)募集人の退職後の後任の担当者は、申立人から、「募集人から説明を受けたが理解がおよんでいなかった」と聞いている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。